

対応は進んでいますか？

# 働き方改革のポイント 事業所向け解説セミナー

参加費  
無料

平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行され、「年次有給休暇の確実な取得」「時間外労働の上限規制」がスタートしています。令和3年4月からは、中小企業における「同一労働同一賃金」がスタートします！

今後、女性活躍推進法の改正、パワーハラスメント防止措置の義務化に伴う事業主の対応も求められます。

今回、富山労働局と働き方改革推進支援センター富山の専門家(社会保険労務士)を講師として、働き方改革について振り返りながら、これまで・これから必要な対応について学べるセミナーを開催します。

日程： 令和3年2月16日(火) 13:30~15:00

令和3年2月17日(水) 13:30~15:00

※ 新型コロナウイルスの影響により、セミナー中止、延期や内容が変更になる場合があります。

場所： 富山県中小企業研修センター

対象： 中小企業の経営者、小規模事業者、人事・労務担当者等

定員： 20社(各社1~2名) ※先着順

講師： 富山労働局、働き方改革推進支援センター富山

お申込  
方法

① 電話 076-441-2716

② FAX 076-433-8031

お申込  
締切

令和3年2月10日(火)

なお、定員に達し次第、締め切らせていただきます。

お問合せ

富山県商工会連合会